

## 日本体育大学新型コロナウイルス感染症対策基本方針

学生・教職員及びその周りの方々の安全確保（生命・健康の保護）のため、本学関係者がそれぞれ行なう新型コロナウイルス感染症対策について、基本方針として示す。

○危機対策本部が別に示すまでの間、本方針に基づき対応すること

### I. 基本的な考え方

大学の諸活動の実施にあたっては、次の認識を共有することが重要です。

- ・学生・教職員は、政府・都道府県の感染防止の取り組みに協力すること
- ・学生・教職員は、感染防止と自己管理に努めること
- ・発症・感染拡大の原因となった場合には、自身だけでなく接触した人々の活動に影響を与えること、本学の特性としてスポーツイベント全般にまで影響を及ぼすことを認識し、慎重に行動し、軽率な行動は慎むこと
- ・発熱、咳、倦怠感などの多様な風邪の症状に加え、味覚、嗅覚障害や息苦しさなどの肺炎症状（以下「諸症状」という）を認めた場合にはためらわず出校せず、適切な対応をとること

### II. 感染症対策

本学は、学生、教職員とその関係者を守るため、大学の諸活動の中でクラスターが発生することを防ぐためあらゆる対応を行う。

#### 1. 個人レベルでの対策

- ①マスクを着用すること
- ②手洗いを徹底すること
- ③3密（密集・密接・密閉）を回避すること
- ④口・鼻・目に不用意に触れないこと
- ⑤規則正しい生活とバランスの取れた食事をとること
- ⑥毎日体温を測定し、それを記録すること（2週間の記録の提出を求める場合があります。）
- ⑦行動記録（食事や出向いた場所・同行者などの記録）をつけること
- ⑧発熱（37.5度程度以上を目安）、咳、倦怠感などの多様な風邪の症状がある場合は、自宅に待機し、健康観察を行なうこと
- ⑨地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域への移動を控え、通学の際も注意すること

#### 2. 集団レベルでの対策

- ①個人の活動参加は任意であること
- ②活動する者は、事前2週間及び参加前、参加中の検温を行ない、37.5度程度未満であること
- ③マスク着用、こまめな手洗い等衛生対策を行ない、活動の密接、密集、密閉を避けること
- ④上記のほか、活動の特性に応じた個別の対策を講じること

- ⑤集団、活動においてガイドラインを作成する。5段階程度を目安にフェーズにわけ、それぞれの活動レベルを定めるとともに、活動する者に、現在いずれのフェーズにあるかが理解できるように示すこと
- ⑥関係者にガイドラインを遵守させるとともに、感染の疑い又は感染者が発生した場合の対応を確認すること

### 3. 大学レベルでの対策

- ①マスクを着用していない学生、教職員、学外者の入校、活動を禁止すること
- ②入構時に入口で機器による検温をチェックし、37.5 度程度以上を目安に入構を制限することがある。
  - 第1段階：入構時、サーモグラフィによるチェック
  - 第2段階：体温計によるチェック
- ③手指衛生用品を用意すること
- ④教室・ロッカー・図書館・食堂・学生ホール・事務室等の施設の高純度イオン水で噴霧消毒すること
- ⑤学内の空調を全て外気注入に変更し室内循環を行わないこと
- ⑥食堂のテーブルにボード（区分け用）を設置すること
- ⑦売店・食堂の受渡場所にスクリーンを設置すること
- ⑧その他必要な措置を講じること

## III. 新型コロナウイルス感染症感染の疑いが出た場合、感染した場合等の対応

### (1) 以下の症状がある場合

<厚労省 HP より帰国者・接触者相談センター等に相談する目安を抜粋>

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- ①学生は学生支援センター、教職員は管理部庶務課に連絡するとともに、帰国者・接触者相談センターかかかりつけ医、地域の相談窓口等にあらかじめ電話で相談する。学生支援センター、管理部庶務課は、健康管理センターに報告する。
- ②健康管理センターは以下の対応を行ない、必要な措置を講じる。
  - ・行動記録により濃厚接触者を確認する。（クラスターに対するリスク管理）
  - ・濃厚接触者に連絡し、濃厚接触者の行動記録により濃厚接触者の洗い出し

(2) 自身が新型コロナウイルスに感染した場合又は濃厚接触者である場合

- ①学生は、学生支援センター、教職員は管理部庶務課に連絡する。学生支援センター、管理部庶務課は、健康管理センターに報告する。
- ②健康管理センターは、保健所に連絡・確認するなど、必要な措置を講じる。
- ③大学は、必要に応じて周知する。

(3) 同居人等に発熱が続くなど濃厚接触者になることが予想される場合

- ①学生は、学生支援センター、教職員は管理部庶務課に連絡する。学生支援センター、管理部庶務課は、健康管理センターに報告する。
- ②健康管理センターは、健康観察を指示するなど、必要な措置を講じる。